

(別紙 1)

令和 7 年度 生成 AI を活用した DX 人材育成研修及び企業伴走支援業務 仕様書

1. 業務名

令和 7 年度 生成 AI を活用した DX 人材育成研修及び企業伴走支援業務

2. 業務期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

3. 業務の目的

本県では、県内産業の持続的な発展と競争力の強化のため DX の推進に取り組んでいるが、現場の業務課題に即した具体的な変革が十分に進んでいるとは言い難いのが現状である。

こうした中、近年急速に進化する生成 AI は、業務の効率化や生産性の飛躍的な向上にとどまらず、企業の付加価値創出や新規ビジネス機会創出にもつながる革新的な技術として注目されており、今後の県内産業の発展のため、適切かつ戦略的に活用することは極めて重要である。

一方で、生成 AI の活用には、著作権侵害やプライバシー保護、誤情報の生成といったリスクに加え、倫理的・法的な課題も伴うことから、国が示す「AI 事業者ガイドライン」、国会審議中の AI 関連法案、さらに経済産業省が公表する「生成 AI 時代の DX 推進に必要な人材・スキルの考え方」等を踏まえ、正確な知識と実践的な活用ができる人材育成が求められている。

本業務は、こうした背景を踏まえ、県内企業に対して生成 AI の利活用を促すことを目的として、県内に事業所を有し事業活動を行う中小企業者を対象に、人材育成研修と企業伴走支援を一体的に実施するものである。

人材育成研修においては、製造業・建設業・小売業などの幅広い業種、ならびに人事・営業・マーケティング・法務等の部門横断的な領域における具体的な活用事例を紹介し、参加者が自身の業務に生成 AI を実践的に活用できるスキルを習得するとともに、活用に伴うリスクや倫理的視点等の理解を目指す。さらに、経営者層に対しては、企業活動への生成 AI 導入にあたり必要となる社内人材の育成方針についての理解促進も図る。

企業伴走支援においては、特定の業種に偏ることなく県内の多様な企業を対象とし、個別の経営課題や業務構造に寄り添いながら、業務プロセスのあらゆる場面における生成 AI の活用可能性を共に検討し、具体的な導入・実装を支援する。支援の成果については、成果発表会を通じて先進的モデル事例として広く県内企業に共有・発信することで、県全体における生成 AI 活用の機運を醸成し、産業 DX の加速につなげていく。

4. 業務内容

4.1 運営管理

- ・実施方針：受注者が業務を一体的に遂行する。
- ・実施内容：
 - ・業務全体の企画・実施、進行管理、および関係機関との調整
 - ・広報活動の実施および研修参加者・支援対象企業の募集
 - ・受講者や伴走支援企業に対する適切なフォローアップの実施（例：相談窓口）
 - ・研修および伴走支援の参加者に対するアンケートの実施と、その結果を踏まえた業務の改善

(別紙 1)

4.2 人材育成研修

- ・ 実施方針：倫理的視点を踏まえた上で、生成 AI を効果的に活用する方法を、中核人材・管理職・経営層それぞれの立場に応じて指導する。
- ・ 実施内容：
 - ・ 講座の種類：以下の 2 講座を実施
 - (1) 中核人材向け講座
企業の DX を牽引する実務担当者を対象とした、実務レベルでの生成 AI の活用スキルを習得する講座
 - (2) 管理職・経営層向け講座
企業の管理職・経営層を対象とした、経営戦略やマネジメントに必要な生成 AI の活用スキルを習得する講座
 - ・ 受講定員：各講座 20 名以上（計 40 名以上）
 - ・ 実施スケジュール：県内会場にて、3 か月以内に計 10 時間以上の講座を開催
 - ・ 実施方法：対面形式を想定しているが、効果的な学習効果が見込まれる場合は、オンライン形式や対面との併用（ハイブリッド形式）による実施も可能とする。後日、アーカイブ動画を共有する

4.3 企業伴走支援

- ・ 実施方針：生成 AI を活用した企業 DX の伴走支援を実施する。
- ・ 実施内容：
 - ・ 支援対象企業数：4 社以上
 - ・ 伴走支援：倫理的および事業活動における生成 AI の効果的な活用方法を指導するとともに生成 AI を活用した DX を支援
 - ・ 成果発表会：伴走支援の成果を DX 推進モデルとして発表

5. 成果物

人材育成研修実施報告書、企業伴走支援実施報告書、成果事例集

6. 業務実施にあたっての留意事項

発注者と密接に連携し、業務を推進する。
個人情報の取扱いに関する特記事項を遵守する。

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（目的外保有・利用の禁止）

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

（第三者への提供の禁止）

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

（個人情報の引渡し）

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

（複製・複写の禁止）

第7条 乙は、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

（安全管理措置）

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（研修実施時における報告）

第8条の2 乙は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先に対し、前項の研修を実施させ、同項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

（事故発生時における報告）

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（個人情報の返還等）

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

（定期的報告）

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

（監査）

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

（損害賠償）

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（死者情報の取扱い）

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

（注1） 甲は鳥取県、乙は受注者（受託者）をいう。

（注2） 業務の実態に即して適宜必要な条項を追加し、又は不要な条項は省略して差し支えない。